

津 市 公 報

第 21 号
平成 18 年 11 月 6 日
月 曜 日

目 次

訓 令

- ・津市電子自治体推進本部設置規程

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定
- ・行旅死亡人
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・平成18年度第3回市営住宅補充入居者の募集
- ・平成18年度第3回市営若者住宅補充入居者の募集

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市電子自治体推進本部設置規程を次のように定める。

平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

津市電子自治体推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 本市における電子自治体の推進を図るため、津市電子自治体推進本部
(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の推進に関すること。
- (2) その他電子自治体に関すること。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長には総務部情報企画課の事務を所掌する助役を、副本部長には他の
1 人の助役をもって充てる。

3 本部員には、津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 条）第 4 条第 1
項第 1 号に規定する部長その他本部長が指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠
けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(意見等)

第 6 条 本部長は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見を聴
き、又は関係職員に対して説明を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究を行う
ため、本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、本部長が指名する本部員その他本部長が指名する職員で構成

する。

(部会長及び副部会長)

第 8 条 専門部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、当該専門部会を構成する者の互選により定める。

(準用)

第 9 条 第 4 条から第 6 条までの規定は、専門部会について準用する。

(ワーキンググループ)

第 10 条 専門部会の所掌事項のうち特定の事項を処理するため、専門部会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、部会長が指名する職員で構成する。

(庶務)

第 11 条 本部の庶務は、総務部情報企画課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第455号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月18日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）、津新町駅南公共自転車等駐車場及び津新町駅北公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年10月18日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229－3142

津市告示第 4 5 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）、津駅西第一公共自転車等
駐車場、津駅西第二公共自転車等駐車場及び津駅西
第三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 5 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
中山工業株式会社	四日市市赤水町 1 4 4 0 番地	平成 1 8 年 9 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
前出建設	津市白山町川口 6 7 0 0 番地	平成 1 8 年 9 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
イワスイ	鈴鹿市東磯山三丁目 1 9 番 1 5 号	平成 1 8 年 9 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 4 5 8 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年 3 月 2 8 日法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

6 0 ～ 7 0 歳位（推定）・男

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

身長約 1 5 3 cm、体重 1 5 kg、体格小さくミイラ化

6 着衣及び所持品

赤白青の格子模様シャツ、紺色 T シャツ、青色ジーンズ

携帯ラジオ、青色・透明ライター、大阪市平野区発行休日・夜間等診療依頼証

7 発見した日時及び場所

平成 1 8 年 9 月 2 日 午前 1 0 時 3 0 分

三重県津市柳山津興 3 7 0 番地 財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター東方約 3 3 0 m 先テトラポット内

8 死亡年月日及び原因

平成 1 8 年 5 ～ 6 月頃（推定）、死後変化高度のため不明

9 その他参考事項

休日・夜間等診療依頼証には、大阪市平野区加美鞍作 3 丁目 1 2 番 1 2 号人美荘 2 号、高橋哲雄、昭和 1 8 年 3 月 1 2 日生となっていたが、津警察署の調べにおいて、身元を特定するに至らなかったため、平成 1 8 年 9 月 1 3 日津警察署より遺体の引き渡しを受け、同日午前 9 時 1 6 分津市津斎場にて火葬、遺骨は津市安濃町連部善福寺に安置

津市告示第 4 5 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 6 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）、本町地内
及び東丸之内地内
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 6 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）及び白塚駅前公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 6 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）及び高田本山駅東
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 6 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び桃園駅前第 1 公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第464号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年10月30日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 4 6 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 1 0 3 4 1 8	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日
0 1 0 5 8 4 9	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 5 日
0 5 3 5 1 1 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日
0 8 3 1 6 2 8	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日
0 8 5 1 2 3 8	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 6 日
1 2 4 7 2 4 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日
9 1 3 4 0 6 7	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 3 日

津市告示第 4 6 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 6 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市公告第 1 4 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田大古曾字深田 4 4 - 1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市白子町 1 9 8 0 番地

株式会社優木ハウジング 代表取締役 樋口 雅洋

鈴鹿市磯山二丁目 1 6 番 2 0 号

株式会社第一開発 代表取締役 小牧 智之

津市一身田平野 3 1 8 番地 5

株式会社ハートランド 代表取締役 米倉 大策

津市公告第 1 4 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 1 月 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	片田 長谷町	雑種	うす茶	不明	中	不明	

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日から平成 1 8 年 1 1 月 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 1 月 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町 棕本	柴犬	茶	オス	中	不明	黒い首輪

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日から平成 1 8 年 1 1 月 2 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 5 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により次のとおり公募する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。
 - ア 60 歳以上の者（平成 1 8 年 4 月 1 日前に 5 0 歳以上の者）
 - イ 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
 - カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 1 3 年法律第 6 3 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する者

(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ)(イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法

(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

＜収入の算出方法＞

申込者及び同居者（予定者を含む。）の過去１年間における所得税法の例準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を１２で除した額を収入という。

ア 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族１人につき３８万円

イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき１０万円

ウ 特定扶養親族１人につき２０万円

エ 申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者１人につき２７万円（特別障害者の場合は、１人につき４０万円）

オ 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫１人につき２７万円（所得金額が２７万円未満である場合には、当該所得金額）

（３）現に住宅に困窮していることが明らかな者

（４）津市内に住所又は勤務場所を有する者

（５）市町村税を滞納していない者

２ 受付期間、受付時間及び申込方法

（１）受付期間、受付時間

平成１８年１１月２０日（月）から同月２４日（金）（２３日（木・祝）を除く）までの午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（２）申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し過去１年（平成１７年１０月から平成１８年９月まで）に勤務先から支給された給料、賞与等すべての税込額の収入証明を受け、次の書類を持参し建設部市営住宅課（６階）又は各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成１８年１１月２日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明者（市営住宅課の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去３か月間（平成１８年８月から平成１８年１０月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

３ 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込みができる。

- （１） 条例第５条各号に該当する世帯
- （２） 母子世帯（２０歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）
- （３） 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）
- （４） 老人世帯（６０歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）
- （５） 多子世帯（１８歳未満の子が３人以上いる世帯）
- （６） 心身障害者世帯（身体障害者手帳４級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

４ 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成１８年１２月２２日（金）を予定

５ 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- （１） 白塚団地 1戸
津市白塚町５８番地３ 鉄筋コンクリート５階建 ３DK
家賃 １８，０００円 ～ ３９，５００円
- （２） 高洲町アパート 2戸（１） 単身世帯可
津市高洲町２０番５号他 鉄筋コンクリート４階建 ３DK
家賃 ９，２００円 ～ １８，２００円
- （３） 上弁財団地 1戸
津市上弁財町１５番１号 鉄筋コンクリート３階建 ３DK
家賃 ２３，３００円 ～ ５０，９００円
- （４） ぜにやま団地 1戸 単身世帯可

- 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,300円 ～ 12,000円
- (5) ぜにやま団地 6戸(2)
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート・プレキャストコ
ンクリート4階建 3DK
家賃 8,300円 ～ 23,900円
- (6) 藤方団地 2戸(1)
津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,600円 ～ 29,100円
- (7) 城山アパート 1戸 単身世帯可
津市城山二丁目19番11号 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,100円 ～ 12,100円
- (8) 雲出2号館 1戸 単身世帯可
津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 2DK
家賃 22,100円 ～ 48,500円
- (9) 森団地 1戸 単身世帯可
津市森町2134番地 簡易耐火構造2階建 2DK
家賃 7,800円 ～ 12,900円
- (10) 美里第2住宅 2戸(1) 単身世帯可
津市美里町北長野522番地1他
簡易耐火構造2階建 3K
家賃 8,000円 ～ 17,700円

B区分住宅

- (11) 朝夕アパート 1戸 単身世帯可
津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,500円 ～ 10,700円
- (12) 西城山アパート 2戸(1) 単身世帯可
津市城山三丁目10番1-102号他
鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,500円 ～ 12,200円

()内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成18年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃とする。

また、平成１９年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃とする。

6 入居の時期

平成１９年１月下旬（予定）

津市公告第 1 4 6 号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例 2 1 6 号）第 3 条の規定により次のとおり公募する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 入居時において、夫婦の年齢が 4 0 歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者

当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者

- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

- (3) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時期及び申込方法

- (1) 受付期間、受付時間

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日（月）から同月 2 4 日（金）（2 3 日（木・祝）を除く）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

- (2) 申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6 階）又は各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成 1 8 年 1 1 月 2 日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成１８年１２月２５日（月）を予定

４ 募集住宅及び戸数

- （１）コミュニティ瑞穂 ２戸 津市美杉町太郎生１９３９番地
木造かわらぶき２階建 ３ＬＤＫ 家賃 ３２,０００円

５ 入居の時期

平成１９年１月下旬（予定）

津市水道局告示第 13 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 30 日

津市水道事業管理者 平井 秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
秦建設備	名張市夏見 1944 番地	平成 18 年 10 月 19 日